令和3年度 第1回かすみがうら市地域公共交通会議

議事

承認第1号 令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

承認第2号 令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

議案第1号 令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について

議案第2号 令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

議案第3号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

かすみがうら市地域公共交通会議構成員 名簿

該当	No.	団体名	役職名	氏 名
第1号	1	かすみがうら市	市長(会長)	坪井 透
	2	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴木 裕一
	3	関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧瀬 成博
第2号	4	茨城県政策企画部交通政策課	交通政策課長	中村 浩
	5	茨城県土浦土木事務所	道路整備第二課長	原伸行
	6	茨城県土浦警察署	交通課長	池田 和美
	7	関鉄グリーンバス (株)	代表取締役社長	長津 博樹
	8	関鉄観光バス(株)	常務取締役	小林 英樹
	9	(有) 千代田タクシー	代表取締役	染谷 雄一郎
第3号	10	(有)美並タクシー	代表取締役	臼井 忠
97 J	11	霞ヶ浦交通(株)	代表取締役	島田豊
	12	(有)まゆ観光	代表取締役	大橋 孝一
	13	(有) 神立観光	代表取締役	斉藤 日出夫
	14	(有)鶴観光バス	代表取締役	鶴町 乙比古
第4号	15	(一社) 茨城県バス協会	専務理事	川上 敬一
分4ク	16	(一社) 茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透
第5号	17	関東鉄道(株)労働組合	書記長	中村 正之
第6号	18	かすみがうら市議会	議長	岡﨑 勉
	19	かすみがうら市区長会	会長	西尾 晴男
	20	かすみがうら市老人クラブ連合会	会長	藤井 藤吉
第7号	21	かすみがうら市PTA連絡協議会	会長	小勝 博司
	22	かすみがうら市商工会	会長	真藤 実男
	23	地域女性団体連絡会	会長	斉藤 二三子
第8号	24	筑波大学大学院システム情報工学研究科	教授	谷口 綾子
	25	土浦市	都市政策部長	船沢 一郎
	26	行方市	企画部長	髙須 敏美
	27	かすみがうら市	市長公室長	木村 俊夫
第9号	28	かすみがうら市	保健福祉部長	君山 悟
	29	かすみがうら市	都市建設部長	鈴木 芳明
	30	かすみがうら市	産業経済部長	大久保 定夫
	31	かすみがうら市	教育部長	田﨑 守一

承認第1号

令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

第1回 (書面協議)

報告日 令和2年5月19日(火)

内 容・令和元年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

- ・令和元年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
- ・令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
- ・令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について
- ・かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援事業要綱の一部改正 について

第2回 (書面協議)

報告日 令和2年6月29日(月)

内 容・かすみがうら市生活交通確保維持改善計画(案)について

第3回

日 時 令和2年8月26日(水) 午前10時00分~

場 所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 2階 第1会議室

内 容・かすみがうら市地域公共交通計画(仮称)について

第4回

日 時 令和2年10月20日(火) 午前10時00分~

場 所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 2階 第1会議室

内 容・かすみがうら市地域公共交通計画(仮称)について

第5回

日 時 令和2年11月12日(木) 午前10時00分~

場 所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 2階 第1会議室

内 容・かすみがうら市地域公共交通計画素案について

第6回 (書面協議)

報告日 令和3年2月5日(金)

内 容・かすみがうら市地域公共交通計画素案について

・かすみがうら市タクシー利用料助成事業実施要綱の改正について

第7回 (書面協議)

報告日 令和3年3月25日(木)

内 容・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

- ・令和3年度デマンド型乗合タクシー運行業務委託事業者について
- ・かすみがうら市地域公共交通計画について
- ・かすみがうら市地域公共交通運行計画(案)

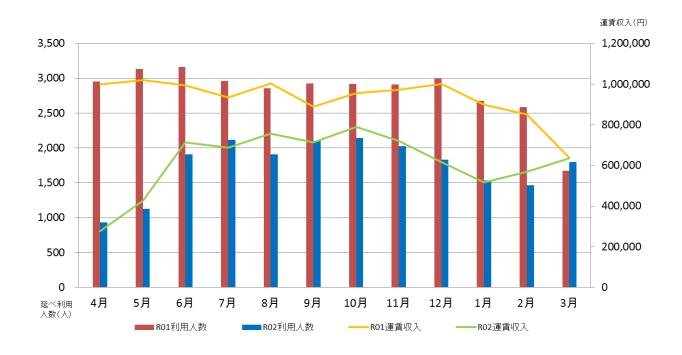
2 霞ヶ浦広域バス

- (1) 霞ヶ浦広域バス運行状況(令和2年4月~令和3年3月)
 - ▷ 運行区間 土浦駅から玉造駅 (1日5往復)

▷ 利用者数 ():前年度実績

月	運行日数	延べ利用者数	1日平均利用者数	運賃収入
Л	(日)	(人)	(人/目)	(円)
4 月	30	935	31. 2	277, 347
4 万	(30)	(2,954)	(98. 5)	(997, 732)
5 月	31	1, 127	36. 4	427, 263
9)1	(31)	(3, 134)	(101. 1)	(1, 019, 131)
6 月	30	1, 905	63. 5	713, 469
0)1	(30)	(3, 161)	(105. 4)	(994, 520)
7 月	31	2, 119	68. 4	687, 982
1)1	(31)	(2,958)	(95. 4)	(933, 307)
8月	31	1,908	61. 5	756, 106
0),	(31)	(2, 857)	(92. 2)	(1,002,442)
9月	30	2, 099	70. 0	713, 871
- 7,	(30)	(2,923)	(97. 4)	(889, 982)
10 月	31	2, 141	69. 1	789, 420
	(30)	(2,922)	(97. 4)	(955, 543)
11月	30	2, 026	67. 5	719, 901
	(30)	(2, 913)	(97. 1)	(973, 197)
12月	31	1,829	59. 0	616, 150
	(31)	(2,994)	(96. 6)	(1, 000, 760)
1月	31	1, 534	49. 5	517, 668
	(31)	(2,677)	(86. 4)	(899, 249)
2月	28	1, 465	52. 3	568, 582
	(29)	(2, 584)	(89. 1)	(851, 134)
3 月	31	1, 797	58. 0	634, 725
	(31)	(1, 670)	(53. 9)	(638, 725)
計	365	20, 885	57. 2	7, 422, 484
	(365)	(33, 747)	(92. 5)	(11, 155, 722)

▷ 利用者及び運賃収入の推移



(2) 霞ヶ浦広域バスWi-Fi利用状況

▷ 概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料Wi-Fi サービスを提供している。

▷ Wi-Fi延べ利用人数

():前年度実績

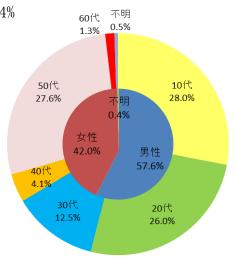
区分	Wi-Fi 延べ利用者数(人) <i>A</i>	1	Wi-Fi利用率 (A/延べバス利用者)
4月~3月	1,568		7.5%
	(2, 836)	(8. 4%)

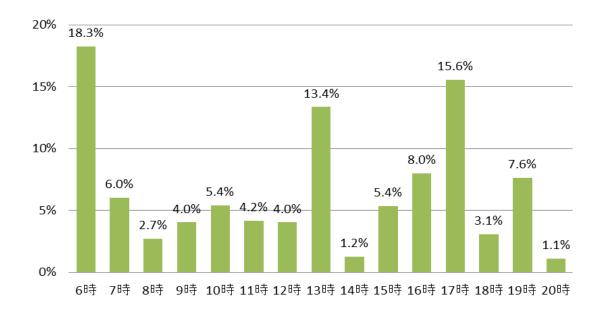
▷ Wi-Fi利用者の内訳

▶ 性別

男性 57.6%、女性 42.0%、不明 0.4%

- ▶ 年代別(上位)
 - ① 10代 (28.0%)
 - ② 50代 (27.6%)
 - ③ 20代 (26.0%)
- ▶ アクセス時間帯(上位)
 - ① 6時台(18.3%)
 - ② 17 時台 (15.6%)
 - ③ 13 時台 (13.4%)





(3) スクールパス(令和2年4月~令和3年3月)

▷ 発売枚数及び販売金額

():前年度実績

п	発売枚数	販売枚	数内訳	発売金額
月	(枚)	1か月	3か月	(円)
4 月	1	1	1	10,000
4 万	(22)	(21)	(1)	(240, 000)
5月	_	_	_	_
077	(20)	(17)	(3)	(260, 000)
6 月	3	3	_	30,000
0)1	(17)	(16)	(1)	(190, 000)
7 月	4	4	_	40,000
177	(16)	(15)	(1)	(180, 000)
8月	5	4	1	70,000
0)1	(15)	(14)	(1)	(170,000)
9月	5	5	_	50,000
3 /1	(13)	(12)	(1)	(150, 000)
10 月	3	3	_	30, 000
10 / 1	(23)	(19)	(4)	(310,000)
11月	4	3	1	60,000
11 / 1	(16)	(16)	(-)	(160, 000)
12 月	_	_	_	0
12 / 1	(13)	(11)	(2)	(170, 000)
1月	8	7	1	100, 000
1 / 1	(15)	(14)	(1)	(170, 000)
2 月	3	2	1	50,000
7 /1	(14)	(12)	(2)	(180, 000)
3 月	1	1	_ 	10,000
0 /1	(6)	(5)	(1)	(80,000)
合計	37	33	4	450, 000
Н Н Г	(190)	(172)	(18)	(2, 260, 000)

3 千代田神立ライン

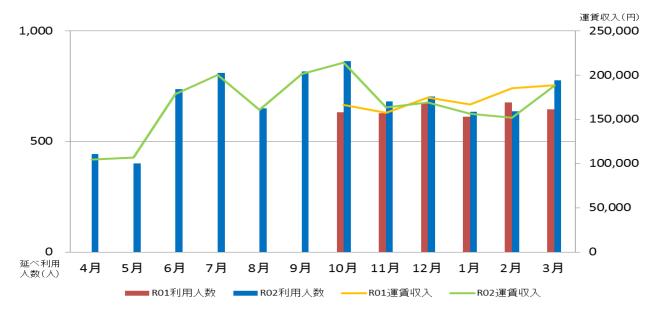
- (1) 千代田神立ライン運行状況(令和2年4月~令和3年3月)
 - ▷ 運行区間 神立駅西口から土浦協同病院(1日16便)

▷ 利用者数 ():前年度実績

п	運行日数	延べ利用者数	1日平均利用者数	運賃収入
月	(日)	(人)	(人/日)	(円)
4 月	30	443	14.8	104, 399
4 万	(-)	(-)	(-)	(-)
5 月	31	400	12. 9	106, 614
373	(-)	(-)	(-)	(-)
6月	30	737	24. 6	178, 883
0)1	(-)	(-)	(-)	(-)
7月	31	811	26. 2	200, 503
1)1	(-)	(-)	(-)	(-)
8月	31	650	21. 0	160, 868
0),	(-)	(-)	(-)	(-)
9月	30	817	27. 2	201, 699
3 /1	(-)	(-)	(-)	(-)
10 月	31	863	27.8	214, 495
10 / 1	(30)	(633)	(21. 1)	(166, 139)
11月	30	681	22. 7	163, 891
11 / 1	(30)	(628)	(20. 9)	(157, 508)
12月	31	704	22. 7	169, 165
12 / 1	(31)	(676)	(21. 8)	(174, 916)
1月	31	634	20. 5	156, 604
1 / 1	(31)	(612)	(19. 7)	(166, 987)
2月	28	637	22.8	151, 758
2);	(29)	(676)	(23. 3)	(185, 543)
3 月	31	776	25. 0	188, 347
0)1	(31)	(646)	(20.8)	(188, 862)
計	365	8, 153	22. 3	1, 997, 226
μΙ	(182)	(3, 871)	(21. 3)	(1,039,955)

※令和元年10月から運行開始

▷利用者及び運賃収入の推移



(2) 千代田神立ラインWi-Fi利用状況

⊳概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料Wi-Fi サービスを提供している。

▷W i - F i 延べ利用人数

():前年度実績

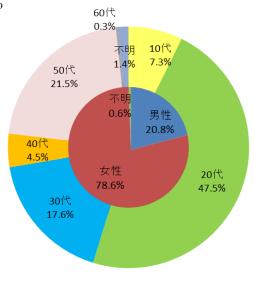
区分	W i -F i 延べ利用者数(人)A	Wi-Fi利用率 (A/延べバス利用者)
4月~3月	358	4. 4%
(前年度は10月~3月)	(178)	(4. 6%)

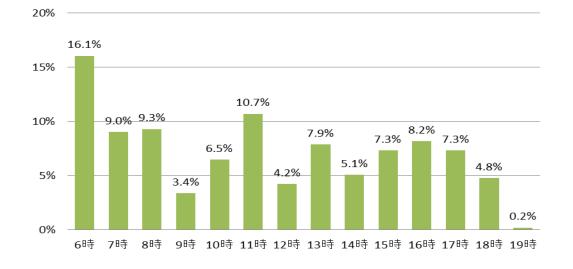
▷Wi-Fi利用者の内訳

▶性別

男性 20.8%、女性 78.6%、不明 0.6%

- ▶年代別 (上位)
- ① 20代 (47.5%)
- ② 50代 (21.5%)
- ③ 30代 (17.6%)
- ▶アクセス時間帯(上位)
- ① 6時台(16.1%)
- ② 11 時台 (10.7%)
- ③ 8時台(9.3%)





4 デマンド型乗合タクシー運行状況(令和2年4月~令和3年3月)

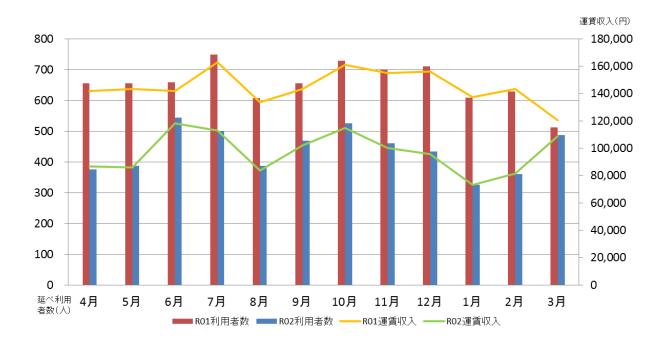
▷運行事業者:美並タクシー(運行台数2台)、千代田タクシー(運行台数1台)

▷利用者数 ():前年度実績

17日 致	1		-	(/ · 刑十尺天順
月	運行日数 (日)	延べ 利用者数 (人)	1 日平均 利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)	回数券収入 (円)
4月	21	375	17. 9	86, 800	54, 400
	(20)	(656)	(32. 8)	(142, 000)	(89, 000)
5 月	18	387	21. 5	85, 800	55, 400
	(19)	(656)	(34. 5)	(143, 000)	(85, 800)
6 月	22 (20)	544 (659)	24. 7 (33. 0)	118, 400 (142, 000)	74, 000 (97, 800)
7月	21	500	23. 8	113, 000	71, 200
	(22)	(749)	(34. 0)	(162, 800)	(101, 200)
8月	18	387	21. 5	83, 800	62, 200
	(18)	(607)	(33. 7)	(133, 600)	(72, 800)
9月	20	468	23. 4	102, 200	60, 800
	(19)	(655)	(34. 5)	(143, 400)	(81, 300)
10 月	22	525	23. 9	114, 800	65, 400
	(22)	(728)	(33. 1)	(160, 800)	(97, 000)
11 月	19	461	24. 3	100, 200	69, 300
	(20)	(700)	(35. 0)	(154, 800)	(79, 400)
12 月	20	433	21. 7	95, 600	61, 100
	(20)	(710)	(35. 5)	(156, 000)	(93, 800)
1月	19	325	17. 1	73, 400	46, 200
	(19)	(609)	(32. 1)	(137, 200)	(90, 200)
2月	18	361	20. 1	81, 600	58, 200
	(18)	(628)	(34. 9)	(143, 200)	(97, 400)
3 月	23	487	21. 2	109, 000	55, 800
	(21)	(512)	(24. 4)	(120, 600)	(83, 700)
計	241	5, 253	21. 7	1, 164, 600	734, 000
	(238)	(7, 869)	(33. 1)	(1, 739, 800)	(1, 069, 400)
		計	内 訳		
美並	241	3, 307	13. 7	730, 000	734, 000
タクシー	(238)	(4, 613)	(19. 4)	(1, 046, 200)	(1, 069, 400)
千代田	241	1, 946	8. 1	434, 600	471, 000
タクシー	(238)	(3, 256)	(13. 7)	(693, 600)	(643, 000)

※令和3年7月28日一部修正

▷利用者及び運賃収入の推移



5タクシー利用助成事業利用状況(令和2年4月~令和3年3月)

▷助成券交付者数 102人(霞ヶ浦地区 22名、千代田地区 80名)

▷利用枚数 ():前年度実績

月	助成券 (枚)	相乗り券 (枚)	合計 (枚)
4月	21 (-)	0 (-)	21 (-)
5月	46 (-)	0 (-)	46 (-)
6月	60 (-)	2 (-)	62 (-)
7月	84	4 (-)	88 (-)
8月	75 (-)	0 (-)	75 (-)
9月	78 (-)	0 (-)	78 (-)
10 月	103	1 (4)	104
11月	(82) 66 (74)	0	(86) 66 (74)
12月	(74) 78	(0)	(74) 80
1月	(83)	(0)	(83)
2月	(85) 71	(5)	(90)
3月	(75) 92	(4)	(79) 94
計	(63) 848	(0) 15	(63) 863
ĒΙ	(462) 計	内 訳	(475)
美並 タクシー	200 (107)	5 (2)	205 (109)
千代田 タクシー	648 (355)	10 (11)	658 (366)

※令和元年10月から開始

6高齢者運転免許自主返納支援事業(令和2年4月~令和3年3月)

▷利用者数及び助成額

():前年度実績

人数(人)	助成額(円)
4	80,000
(7)	(140, 000)
	100, 000
(3)	(60,000)
8	160, 000
(5)	(100,000)
9	180,000
(10)	(200, 000)
	120,000
	(100, 000)
	180, 000
	(100, 000)
	140, 000
-	(220,000)
	100, 000
	(80,000)
	200, 000
	(100,000)
	140, 000
·	(120, 000)
	220, 000
	(120,000)
	280, 000
	(80,000)
	1, 900, 000
	(1, 420, 000)
	4 (7) 5 (3) 8 (5)

【参考】バス路線回数券等交付状況

Suica 87名 関鉄グリーンバス 5名 関鉄観光バス 3名

承認第2号 令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について

① 収入の部 (単位:円)

款	項	目	会	予和2年度決算A	令和2年度予算現額	流用額	令和2年度当初予算B	比較A-B	摘要
1 負担金	1 負担金	1 負担金		51, 960, 272	62, 517, 000	0	62, 517, 000	△ 10, 556, 728	市からの負担金
2補助金	1補助金	1補助金		3, 106, 000	0	0	0	3, 106, 000	令和2年度地域公共交通利用促進等事業助成金
	1 使用料	1 使用料		1, 218, 000	1, 764, 000	0	1, 764, 000	△ 546,000	乗合タクシー回数券売上
3諸収入	2 預金利子	1 預金利子		373	1,000	0	1,000	△ 627	
	3 雑入	1 雑入		5, 570	3,000	0	3,000	2,570	スクールパス回数券売上手数料
	計	·		56, 290, 215	64, 285, 000	0	64, 285, 000	△ 7, 994, 785	

② 支出の部 (単位:円)

款	項	目	節	令和2年度決算A	令和2年度予算現額	流用額	令和2年度当初予算B	比較A-B	摘要
		· 人类曲	報償費	165, 000	445,000	0	445, 000	△ 280,000	委員謝金
		1会議費	食糧費	5, 963	15, 000	0	15, 000	△ 9,037	飲料 (交通会議)
1総務費	1総務管理 費		消耗品費	125, 198	200, 000	0	200, 000	△ 74,802	
	,	2事務費	通信運搬費	171, 754	253, 000	0	253, 000	△ 81, 246	会議通知・高齢者運転免許自主返納支援事業・タクシー利用助成券郵送料、SIMサービス料
			手数料	13, 200	16, 000	0	16,000	△ 2,800	振込手数料
			人件費	2, 420, 155	2, 708, 000	0	2, 708, 000	△ 287, 845	オペレーター賃金
		1 事業費	旅費	1,050	24,000	0	24,000	△ 22,950	
			印刷製本費	146, 795	710,000	0	710,000	△ 563, 205	タクシー利用助成券、スクールパスPRチラシ印刷
			役務費	85, 849	120,000	0	120,000	△ 34, 151	オペレーター電話料
2 事業費	1 事業費		委託料	36, 778, 281	38, 349, 800	△ 376, 200	38, 726, 000		乗合タクシー運行事業委託、オンデマンドシステム 管理業務委託、公共交通利用ガイド作成委託、地域 公共交通計画策定業務委託等
			使用料及び賃 借料	376, 200	376, 200	376, 200	0	376, 200	会計年度任用職員管理システム使用料 ※委託料から流用
			負担金、補助金 及び交付金	16, 000, 370	20, 753, 000	0	20, 753, 000	\triangle 4, 752, 630	霞ヶ浦広域バス・千代田神立ライン運行事業費補助 金、高齢者運転免許自主返納支援事業費、タクシー 利用料金助成事業費
			償還金、利子及 び割引料	400	115, 000	0	115, 000	△ 114,600	乗合タクシー回数券払い戻し
3予備費	1 予備費	1 予備費	予備費	0	200, 000	0	200, 000	△ 200,000	
	i	計	d → → ∧ ⇒1	56, 290, 215	64, 285, 000	0	64, 285, 000	△ 7, 994, 785	

収入合計 56, 290, 215 支出合計 56, 290, 215 差引残額 0

監查報告書

令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿及び証 拠書類に基づき、令和3年 4月21日及び令和3年 4月22日に会計監査を実 施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

令和3年 4月23日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

限部透影

監查員

かすみがうら市区長会長

面尾 晴罗宫

議案第1号

令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について

月	実施事業
4月	令和2年度決算監査
	≪第1回交通会議≫ ※ 書面協議 議題 ・令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告に ついて ・令和2年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算 報告について ・令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画 (案)について ・令和3年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算 (案)について ・かすみがうら市地域公共交通会議収支予算 (を)について ・かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の一部改正に ついて
6月	≪第2回交通会議≫ ・ 生活交通確保維持改善計画(案)について
12月	≪第3回交通会議≫ ・ 霞ヶ浦広域バス、千代田神立ライン及びデマンド型乗合タクシー の運行状況中間報告について
2月	 ≪第4回交通会議≫ ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (生活交通確保維持改善計画に基づく事業 [霞ヶ浦広域バス]) ・令和4年度地域公共交通運行計画(案)について ・令和4年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

議案第2号 令和3度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について

① 収入の部

款	項	目	本年度予算A	前年度予算B	比較A-B	摘要
1負担金	1 負担金	1 負担金	54, 743, 800	62, 517, 000	△ 7,773,200	市からの負担金
2諸収入	1使用料	1 使用料	4, 721, 000	1, 764, 000	2, 957, 000	乗合タクシー回数券売上
	2 預金利子	1 預金利子	200	1,000	△ 800	
	3 雑入	1 雑入	3, 000	3,000	0	スクールパス回数券売上手数料
計			59, 468, 000	64, 285, 000	△ 4,817,000	

② 支出の部 (単位:円)

項	目	節	本年度予算A	前年度予算B	比較A-B	摘 要
1総務管理費	1会議費	報償費	356,000	445,000	△ 89,000	委員謝金
		食糧費	12,000	15,000	△ 3,000	飲料 (交通会議)
	2事務費	消耗品費	100,000	200,000	△ 100,000	
		通信運搬費	241,000	253, 000	△ 12,000	会議通知・高齢者運転免許証自主返納支援事業・タクシー利用助成券郵送料、SIMサービス料
		手数料	14,000	16,000	△ 2,000	振込手数料
1事業費	1 事業費	人件費	2, 105, 000	2, 708, 000	△ 603,000	オペレーター賃金
		旅費	24,000	24,000	0	
		印刷製本費	890,000	710,000	180, 000	タクシー利用助成券、スクールパスPRチラシ印刷
		役務費	120,000	120,000	0	オペレーター電話料
		委託料	28, 584, 000	38, 726, 000	△ 10, 142, 000	乗合タクシー運行事業委託、オンデマンドシステム 管理業務委託、公共交通利用ガイド作成委託等
		使用料及び賃 借料	159,000	0	159, 000	【新設】会計年度任用職員管理システム使用料
		負担金、補助金 及び交付金	26, 648, 000	20, 753, 000	5, 895, 000	霞ヶ浦広域バス・千代田神立ライン運行事業費補助 金、高齢者運転免許自主返納支援事業費、タクシー 利用料金助成事業費
		償還金、利子及 び割引料	15,000	115,000	△ 100,000	乗合タクシー回数券払い戻し
1予備費	1 予備費	予備費	200,000	200,000	0	
計				64, 285, 000	△ 4,817,000	
	1総務管理費	1 会議費 1 総務管理費 2 事務費 1 事業費 1 事業費 1 予備費 計	1会議費 報償費 食糧費 消耗品費 通信運搬費 手数料 人件費 旅費 印刷製本費 役務費 2事務費 年期制製本費 投務費 委託料 使用料及び賃借料 負担金、補助金及び交付金 債還金、利子及び割引料 1予備費 予備費 計	1 会議費 報償費 356,000 食糧費 12,000 消耗品費 100,000 通信運搬費 241,000 手数料 14,000 人件費 2,105,000 旅費 24,000 印刷製本費 890,000 役務費 120,000 使用料及び賃借料 159,000 債型金、補助金及び交付金 26,648,000 1 予備費 予備費 200,000 計 59,468,000	1会議費 報償費 356,000 445,000 食糧費 12,000 15,000 消耗品費 100,000 200,000 運信運搬費 241,000 253,000 手数料 14,000 16,000 人件費 2,105,000 2,708,000 旅費 24,000 24,000 印刷製本費 890,000 710,000 役務費 120,000 120,000 使用料及び賃借料 159,000 0 負担金、補助金及び交付金 26,648,000 20,753,000 1予備費 15,000 115,000 1予備費 予備費 200,000 200,000	1 会議費 報償費 356,000 445,000 △ 89,000 企糧費 12,000 15,000 △ 3,000 ○ 200,000 △ 100,000 ○ 200,000 △ 100,000 ○ 200,000 △ 100,000 ○ 200,000 △ 100,000 ○ 200,000 △ 100,000 ○ 200,000 △ 12,000 ○ 253,000 △ 12,000 ○ 253,000 △ 12,000 ○ 253,000 △ 12,000 ○ 253,000 △ 2,000 △ 2,000 ○ 2,708,000 △ 603,000 ○ 2,708,000 △ 603,000 ○ 2,708,000 △ 603,000 ○ 2,708,000 △ 603,000 ○ 2,708,000 △ 603,000 ○ 2,708,000 △ 603,000 ○ 2,708,0

※歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1 改正の目的

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2年11月に施行されたことに伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」に変更となったことから所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改正

3 新旧対照表

旧

第1条 かすみがうら市地域公共交通 会議(以下「交通会議」という。)は、 道路運送法(昭和26年法律第183号) の規定に基づき、地域における需要に 応じた住民の生活に必要なバス等の 旅客輸送の確保その他旅客の利便の 増進を図り、地域の実情に即した輸送 サービスの実現に必要となる事項を 協議するとともに、地域公共交通の活 性化及び再生に関する法律(平成19 年法律第59号)第6条第1項の規定に 基づき、地域公共交通網形成計画の作

新

第 1 条 かすみがうら市地域公共交通 会議(以下「交通会議」という。)は、 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) の規定に基づき、地域における需要に 応じた住民の生活に必要なバス等の 旅客輸送の確保その他旅客の利便の 増進を図り、地域の実情に即した輸送 サービスの実現に必要となる事項を 協議するとともに、地域公共交通の活 性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第59号)第6条第1項の規定に 基づき、地域公共交通計画の作成に関 成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

する協議及び当該計画の実施に関す ることを行うため設置する。

- 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) \sim (3) 略
 - (4) **地域公共交通網形成計画**の策定及 び変更の協議に関すること。
 - (5) **地域公共交通網形成計画**の実施に 係る連絡調整に関すること。
 - (6) 地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
 - (7)略

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を 協議するものとする。

- (1) \sim (3) 略
- (4) **地域公共交通計画**の策定及び変更 の協議に関すること。
- (5) **地域公共交通計画**の実施に係る連 絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通網計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7)略

附則

この要綱は、令和3年 4月1日から適 用する。

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田 461 番地かすみがうら市役 所内に置く。

(協議事項)

- 第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1)本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
 - (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
 - (3) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (4)地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (5)地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (6)地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
 - (7)交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

- 第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。
 - (1)市長又はその指名する者
 - (2)国及び県の関係行政機関
 - (3)一般旅客自動車運送事業者
 - (4)一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 市議会議長
 - (7)市民又は公共交通の利用者の代表者
 - (8) 学識経験者
 - (9)その他の交通会議が必要と認める者

- 2 交通会議に次の役員をおく
 - (1)会長 1人
 - (2) 監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

- 2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。
- 3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

- 第8条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。
- 2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、 当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

- 第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、かすみがうら市市長公室政策経営課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が 交通会議に諮り定める。

附則

- この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。
- この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。
- この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。
- この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。